

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成23年1月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称) 今井上町マンション計画」に係る事後調査報告書(供用時その3)の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都江東区白河四丁目9番13-1001号 株式会社 環境計画総合研究所 代表取締役 吉村敏臣
	指定開発行為の名称	(仮称) 今井上町マンション計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区今井上町54番 区域面積: 23,129.96 m ²
	指定開発行為の目的	分譲共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数: 600 戸、計画人口: 1,800 人、最高高さ: 44.3 m、 建築面積(合計): 9,580.09 m ² 、延床面積: 65,167.12 m ²
	環境影響評価の手続経過	平成16年 9月 3日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年11月22日 条例見解書公告 平成17年 4月14日 条例審査書公告 平成17年 4月22日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	緑
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成23年 1月6日(木) から 平成23年 2月4日(金) まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、中原区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	- 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 - 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成23年2月4日(金) (郵送の場合は、平成23年2月4日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm